十四　イナート・ガス供給管は、管海官庁が適当と認めるものであること。
十五　固定式イナート・ガス装置の制御盤には、当該装置の作動状態が表示されていること。
十六　イナート・ガスが供給されている間、逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及びイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に指示し、かつ、恒久的に記録するための装置が取り付けられていること。
十七　貨物タンク内のガスの酸素及び炭化水素の含有率を測定するため、適当な持運び式計測器を備え、かつ、必要なタンク取付け物が取り付けられていること。
十八　前二号に規定するもののほか、イナート・ガスの圧力及び酸素含有率を常時指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。
十九　前三号に規定する酸素含有率の計測に係る装置を調整するための措置が講じられていること。
二十　次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置が取り付けられていること。
イ　イナート・ガス供給管内のイナート・ガスの酸素含有率が体積で五パーセントを超えること。
ロ　第十六号の装置の動力源の故障
ハ　逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力が低いこと。
ニ　逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力が高いこと。
ホ　自動制御装置の動力源の故障
二十一　前号ハに掲げる事項について、所定の値に達したときに、可聴警報を発し、又は貨物ポンプを自動的に停止する装置（可聴警報装置にあっては、前号の可視可聴警報装置から独立したものに限る。）が備え付けられていること。

同条第二項中「備え付ける」を「有する」に改め、「イナート・ガス装置」の下に「（前二項の固定式イナート・ガス装置を除く。）」を加え、「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定によるほか、ボイラ又は専用のイナート・ガス発生装置から発生する燃焼ガスを利用する固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
一　専用のイナート・ガス発生装置には、十分な量の燃料油を当該装置に供給することができる二個の燃料油ポンプが備え付けられていること。
二　イナート・ガス供給管には、次に掲げる基準に適合する制御弁が取り付けられていること。
イ　第九号及び前項第二十号に掲げる事項について、所定の値に達したときに自動的に閉鎖するための措置が講じられていること。
ロ　イナート・ガスの流量を自動的に制御する手段が講じられていない場合には、貨物タンクへのイナート・ガスの流入量を自動的に制御するための措置が講じられていること。
三　次に掲げる要件に適合するスクラバーが備え付けられていること。
イ　イナート・ガスを有効に冷却することができること。
ロ　残留固形物及び硫黄燃焼物を効果的に除去することができること。
ハ　十分な量の冷却水を供給することができる二個の互いに独立したポンプが備え付けられていること。
ニ　送風機に送り込まれる水の量をできる限り少なくするためにフィルター又はこれと同等の装置が取り付けられていること。
四　次の要件に適合する二台以上の送風機を備えていること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。
イ　全ての送風機が作動する場合において、前項第五号に規定する供給率以上の供給率でイナート・ガスを供給することができること。
ロ　送風機が二台の場合は、各送風機からのイナート・ガスの供給率がイの供給率の三分の一以上であることとし、それ以外の場合にあっても、各送風機からのイナート・ガス供給率の負担は可能な限り均等になるようにすること。
ハ　過圧が生じるおそれのある送風機は、過圧防止装置を備え付けたものであること。
五　ボイラの煙路とスクラバーとの間のイナート・ガス供給管には、適当な燃焼ガス遮断弁及びその開閉状態を指示する装置が取り付けられていること。
六　閉囲された区域に備え付けられたスクラバー及び送風機には、燃焼ガスの漏えいを有効に防止するための措置が講じられていること。
七　安全な保守を行うことができるように、燃焼ガス遮断弁とスクラバーとの間のイナート・ガス供給管又はスクラバーのガス流入口には、ウォーター・シールその他の燃焼ガスの漏えいを有効に防止するための装置が取り付けられていること。
八　イナート・ガスが供給されている間、固定式イナート・ガス装置の排気側における温度を継続的に指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。
九　次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置が取り付けられていること。
イ　専用のイナート・ガス発生装置への燃料の供給が不十分になったこと。
ロ　専用のイナート・ガス発生装置の動力源の故障
ハ　スクラバーに対する水の供給圧力が低いこと又はスクラバーに対する水の供給量が少ないこと。
ニ　スクラバー内の水位が高いこと。
ホ　イナート・ガス供給管内の温度が高いこと。
ヘ　送風機の故障
ト　ウォーター・シールの水位が低いこと。

3　第一項の規定によるほか、専用のイナート・ガス発生装置から発生する窒素を利用する固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
一　第一項第五号に規定する供給率以上の供給率でイナート・ガスを供給することができる空気圧縮機を一台以上備えていること。
二　圧縮空気から水分、粒子状物質及び微量の油を除去することができる装置を備えていること。
三　専用のイナート・ガス発生装置の吸気側における空気の温度及び圧力を継続的に指示する装置が、管海官庁が適当と認めるところにより取り付けられていること。
四　次に掲げる事項を表示するため可視可聴警報装置が取り付けられていること。
イ　空気圧縮機からの吐出圧力又は流量が低下したこと。
ロ　専用のイナート・ガス発生装置の吸気側における空気の温度が高いこと。
ハ　圧縮空気から除去した水の自動排水装置内の水位が上昇したこと。
ニ　電気過熱器が備え付けられている場合には、当該装置の故障

第三十八条の柱書き中「第三十六条」の下に「第一項」を加え、同条に次の一号を加える。
四　移動式放水モニターを備え付ける場合には、前二号の要件に加えて、当該モニターからの射水が暴露甲板上又はその上方に積載されたコンテナの最上段まで達するために必要な圧力で、当該モニターが接続される全ての消火栓により給水できるものであること。

第四十四条第一項第一号中「ただし」の下に「、移動式放水モニターを備え付ける船舶を除き」を加え、同項に次の一号を加える。
四　第三十八条第一項第四号に掲げる要件